

○木祖村ブランド認証審査基準要領案

(一年一月一日要領第一号)

(目的)

第1条 この要領は、木祖村ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(認証基準)

第2条 木祖村ブランドとして認証する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 必須要件として、次の各号の要件を全て満たしていること。

ア 食品衛生法・商標法・特許法・著作権法・不正競争防止法など、関係法規を遵守していること。

イ 業界での製造基準・表示基準を満たしていること。

ウ 公序良俗に反するものでないこと。

(2) 認証基準として、次の各号のいずれかを満たしていること。

ア 本村の風土と歴史に育まれた木祖村ならではの魅力あるもの

イ 他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの

ウ 品質を保持・向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの

エ 組織的に対応するなど、継続して安定的に供給できるもの

(3) 認証基準の運用

ア 本村の風土と歴史に育まれた木祖村ならではの魅力あるもの

・生産・製造等に木祖村の土壌・水・気候条件・素材等の活用がなされている。

・歴史や経緯など、木祖村に根ざした物語性やエピソードがある。

・伝統的製法や技術が活用されている。

・村民に支持されている、又は支持される見込みがある。

イ 他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの

・商品特性（品質・形状・味・色など）が優れている。

・生産方式や販売方法・出荷時期などに工夫がある。

・市場取引により観光誘客の促進につながる見込みがある。

・関連産業への波及効果や雇用の促進につながる見込みがある。

ウ 品質を維持・向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの

・品種、生産・出荷技術、等級基準等の商品規格が統一されている。

・生産履歴記帳・残留農薬検査など安全に関する検査体制が確立されている。

・環境に配慮した取組がなされている。

・事業者の責任所在が明確化されている。

- ・ 苦情、要望等に対応する体制が整備されている。
- エ 組織的に対応するなど、継続して安定的に供給できるもの
 - ・ 生産部会や組合等に所属している者は、その組織で基準を設定し、その基準に則り、組織内審査を通過している。
 - ・ 継続的かつ安定的供給に努めている。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な基準は木祖村ブランド認証審査会がその都度定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。